

測定設備等の登録に関する規程

1992.10.01制 定

2012.04.01改訂18版

2012.04.01適用開始

(目 的)

第 1 条 本規程は「自主規制措置運用規程」第 7 条（測定設備等の登録—以下登録と言う—）の運用方法を定める。

(登 録)

第 2 条 会員は、ITEからの妨害波に関する適合確認のための試験に用いる測定設備等につき、協会の承認を受け登録をしなければならない。

(審査による登録の申請)

第 3 条 会員は、登録を希望する測定設備等が、第 4 条の登録に関する要件に合致することを確認した後に、測定設備等登録申請書（様式101、101G、102A、102B）、測定設備等登録申請付属書（様式101、101G、102A、102Bにて指示された様式）および添付を要する資料（NSAおよびサイトVSWR法によるサイト評価データは申請の6ヶ月以内のもの）を個々の測定設備毎に付則 2-2 測定設備等登録に関する書類の記入要領（V-11）によって作成し、審査料を添えて協会に提出し、登録を申請しなければならない。

ただし、申請書提出時に審査料の添付がむずかしい場合は、別途請求書によるものとし、後日、指定の銀行口座へ振込まなければならない。なお、第15条を適用する申請は第3条に従わないでよい。

(登録に関する要件)

第 4 条 登録に関する要件は以下を満たすものであること。

1) 技術的事項

- ① 自主規制措置運用規程 付則 1 技術基準 第 5 章に定める測定設備等に関する基準
- ② その他の必要な事項

2) 共通事項

測定設備等の、測定品質を維持する上で必要な、組織、運営等に関する事項。詳細は付則 2 - 1 測定設備の管理のガイドラインに定める。

(登録の審査)

第 5 条 協会は会員から提出された測定設備等登録申請書および測定設備等登録申請付属書を審査する。審査の過程で、必要な事項を質問し、疑義があれば、資料の追加提出を求める。更に、必要な場合に会員を訪問する等により、十分審議の上、審査結果を導くものとする。

(審査結果の通知)

第 6 条 協会は審査（再審査を含む）の結果を、会員に通知する。

- 1) 承認 協会が、第 4 条の登録に関する要件に合致していると認めるとき。
- 2) 保留 協会が、第 4 条の登録に関する要件に合致しない点があると認めた場合は、審査結果の判定を保留し、必要と認める改善事項を通知する。通知を受けた会員は改善の可否を 3 ヶ月以内に協会へ回答し、可の場合は、改善実施後の改善内容を報告し、再審査を求めることができる。
- 3) 不承認 改善可否の回答が 3 ヶ月以上得られないとき、および協会の改善要求を会員が受け入れられないとき。

(登録証の発行)

第 7 条 協会は、承認を通知し、登録番号を付した登録証を発行する。

- 1) 第 10 条の登録の更新申請においては、登録の更新が認められた時点で新たな登録証を発行する。
- 2) 第 15 条による登録の申請または更新申請においては、登録が認められた時点でその結果を試験設備の登録番号と共に当該試験所に通知し、登録証の発行は行わない。但し、登録証を希望する試験所には「測定設備等の審査料金表」にもとづき登録証を発行する。

(有効期間)

第 8 条

- 1) 第 7 条により発行された登録証の有効期間は 3 年とする。更新の申請受付後、協会の審査（改善のための再審査を含む）中に失効となる場合は、審査結果が出るまでの間、協会はその登録証の有効期間を、6 ヶ月を限度として延長する。この場、登録証の発行は行わない。
- 2) 第 14 条および第 15 条の登録申請により登録をされた測定設備の登録証の有効期間は、第 14 条の

場合には諸外国の機関が承認した有効期間、第15条の場合には試験所認定機関が認定した有効期間とする。この有効期間の扱いは第10条の登録の更新においても同様とする。第14条の場合、諸外国の機関が承認した有効期間が、登録の更新申請を受け付けた後、協会の審査（改善の為の再審査を含む）中に失効となり、且つ失効以前に諸外国の機関に承認の更新申請を行っている場合は、その機関の承認結果が出るまでの間、協会は登録証の有効期間を、6ヵ月を限度として延長する。この場合、登録証の発行は行わない。また第15条の場合、登録の更新申請を受け付けた後、試験所認定機関の更新手続きが有効期間内に完了しなかった場合は、その結果が出るまでの間、協会は登録証の有効期間を6ヵ月を限度として延長する。この場合、登録証の発行は行わない。

- 3) 会員がその資格を失ったときは、登録証は失効する。

第9条 （削除）

(登録の更新申請)

第 10 条 会員は、有効期間後も引続き登録を希望するときは、有効期間終了の 6 ヶ月前から 3 ヶ月前までに、登録の更新申請を行わねばならない。

- 1) 第 3 条により登録を行った測定設備等の更新申請は、現に登録をされている測定設備等が第 4 条の登録に関する要件に合致し、直近の登録時からの変化が無い場合、または変化が少ない場合に適用できる。登録の更新を希望する会員は、測定設備等の登録更新申請書(様式107、107G、108A、108B)、測定設備等登録申請付属書(様式107、107G、108A、108Bにて指示された様式)および添付を要する資料(NSA およびサイトVSWR法によるサイト評価データは申請の 6 ヶ月以内のもの)を作成し、更新申請の為の審査料を添えて協会に提出し、登録の更新申請を行う。
- 2) 第 14 条により登録した測定設備等の更新申請の場合は、測定設備等登録更新申請書(様式157、158A)および添付を要する資料を作成し更新申請のための審査料を添えて協会に提出し、登録の更新申請を行う。この場合、諸外国の機関への更新申請中であっても、更新申請のために諸外国の機関へ提出した書類の写し一式を添付することにより申請することができる。ただし、諸外国の機関から承認が得られない場合は、更新申請を取り下げなければならない。更新申請の取り下げ通知があった場合、協会は会員が諸外国の機関へ更新申請のために提出した書類の写し一式を返却する。
- 3) 第 15 条により登録した試験所等の更新申請の場合は、試験所等登録/更新申請書(様式211)を作成し協会に提出し、登録の更新申請を行う。本項による更新申請の場合、審査は行わない。従って第 13 条の審査費用は不要である。第 3 条または第 14 条により既登録済みの測定設備等を新たに第 15 条により再申請する場合も本項による更新申請を適用することができる。また第 15 条による更新申請の場合は審査を行わないためこの場合に限り、有効期間終了の 3 ヶ月前から 1 ヶ月前までに登録の更新申請をすることができる。

(登録内容の変更)

第 11 条 会員は、登録後（登録の更新を含む）に申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに協会に届出て、承認を受ける。変更の届出は測定設備等登録申請書（測定設備等登録申請付属書を含む）または測定設備等登録更新申請書（測定設備等登録申請付属書を含む）の変更部分の差し替え頁の提出をもって行うものとし、その際は必ず明確な変更理由書を添付するものとする。但し、大幅な変更にあつては登録証の返還を行い、再登録（登録のやり直し）をする。なお、大幅な変更とは測定設備の特性や、性能に影響を与える様な改造工事等を伴う測定設備の改修を言う。例えば、測定距離が D (m) の電界強度の測定設備（オープンサイト）では、長径が $2D$ 、短径が $\sqrt{3}D$ 、高さが $3 + (\sqrt{3}/2)D$ の楕円柱の内部に該当する部分の改修を言う。

第 12 条 (削除)

(費用)

第 13 条 会員は別途定める審査費用を負担する。

(諸外国の機関により承認された測定設備等の登録)

第 14 条 1) 会員は、CISPR 勧告に準じて定められた規格に則して運用されている、本条 2) 項に列記した諸外国の機関により、承認を受けた測定設備等について登録をしたい場合、第 3 条の登録申請に代えて次の方法により登録を申請することができる。

測定設備等登録申請書(様式 151、152A)および測定設備審査等登録申請付属書を作成し、測定設備等登録申請書に承認の際適用した規格、機関名を記すと共に、その機関に提出した申請書類の写し一式(初回および更新時の資料を含む)、合格を証する書類の写しおよび審査料を添付して申請する。

ただし、申請書提出時に審査料の添付がむずかしい場合は、別途請求書によるものとし、後日、指定の銀行口座へ振込まなければならない。

協会は、第 4 条の登録に関する要件に代えて、諸外国の規格と機関の審査結果を準用して第 5 条により審査を行う。審査が終了したら、第 6 条により審査結果の通知を行い、審査結果が承認であった場合は第 7 条により登録証を発行する。この場合の登録の更新申請は第 10 条 2) 項による。

なお、諸外国の機関で通信ポートおよび 1GHz 超(サイト VSWR 法によるサイト評価を含む)測定設備が承認対象になっていない場合は、別途、通信ポートおよび 1GHz 超測定設備の追加登録が必要である。

2) 準用を認める諸外国の機関および規格

機 関 名	適 用 規 格
米国連邦通信委員会	ANSI C63.4 2003/2009

(試験所認定機関により認定された試験所の測定設備等の登録)

第 15 条 1) 会員は、本条 2) 項に定める試験所認定機関により認定された試験所(但しその認定機関が登記された国または地域内での認定に限る)の登録(認定書に記載された名称またはその住所の範囲の一括り)をしたい場合、その認定試験に関して第 3 条の登録申請に代えて次の方法により登録を申請することができる。

試験所等登録/更新申請書(様式 211)を作成し、登録を申請する。

協会は、登録の申請書を受領後本条 2) 項に定めた試験所認定機関により認定された試験所であることを確認し、確認された時点で登録を認め、その結果を登録番号と共に通知する。但し、第 7 条 3) 項により登録証の発行は行わない。

本条による登録の場合、審査は行わず、従って第13条の審査費用は不要である。

この場合の登録の更新申請は第10条3)項による。

2) 試験所認定機関および規格

認定機関名	適用規格
(株)電磁環境試験所認定センター (V L A C)	V C C I 技術基準
National Voluntary Laboratory Accreditation Program (NVLAP)	同上
American Association of Laboratory Accreditation (A2LA)	同上
ANSI-ASQ National Accreditation Board (ACLASS)	同上
公益財団法人 日本適合性認定協会 (J A B)	同上

第16条 本規程は、CISPRの動向、国際協調の観点等により必要と認めるときは、運営委員会の承認を得て、改訂する。

(登録の取り下げ)

第17条 会員は、次の場合は登録証を添えて文書により取り下げの届出を行う。

- 1) 登録の取り下げを希望する場合
- 2) 第6条第2)項の保留および第11条の登録内容の変更に起因する協会の改善通知を受け、以後それへの適合の見通しが無い場合
- 3) 第4条第2)項で要求する付則2-1 測定設備等の管理のガイドラインによる維持管理が不可能である場合

(登録の取り消し)

第 18 条 協会は以下の場合に登録の取り消しを行う事が出来る。

- 1) 登録に関する要件に合致しなくなった場合
- 2) 本規程による登録を不正に利用した場合